衆　議　院

議事日程

十月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和八年十月五日（月曜日）

正午開議

第一　議席の指定

第二　会期の件

第三　常任委員長の選挙

一　国務大臣の演説

参　議　院

議事日程

十月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

令和八年十月五日（月曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

第二　常任委員長の選挙

第三　情報監視審査会委員の選任

第四　会期の件

第五　国務大臣の演説に関する件

人事異動

法　務　省

（東京地方検察庁検事）検事　末沢　岳志

東京高等検察庁検事に配置換する（九月二十五日）

東　京　都

○公安委員会委員再任

伊藤秀樹委員及び関根信夫委員は、七月二十四日再任された。

○人事委員会委員選任

山崎恒委員は、八月二十九日任期満了し、八月三十日次の者が選任された。

人事委員会委員　三村　晶子

福　岡　県

○副議長選挙

中尾正幸副議長は、七月二十四日辞職し、欠員であったところ、八月十七日次の者が選挙された。

副議長　板橋　聡

○議長選挙

藏内勇夫議長は、八月二十五日辞職し、欠員であったところ、九月九日次の者が選挙された。

議長　大島　道人

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ドイツの統一記念日につき、十月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、大韓民国の建国記念日につき、十月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、イラクの国祭日につき、十月二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

次表に掲げる中央労働委員会の地方調整委員について、令和９年１月20日をもって任期が満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、使用者団体又は行政執行法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する行政執行法人をいう。記１において同じ。）は、下記により、使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

区　域	委員区分	氏　名
東　日　本	使用者代表	橋本　真市
西　日　本	使用者代表	成松　郁廣
		宮田　雅章

令和８年10月６日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有する者は、行政執行法人又は２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体であること。

２　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

４　推薦書類の提出期限　令和８年11月10日

５　推薦書類の提出先　厚生労働省労働基準局労働関係法課　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎第５号館）

別記様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体又は行政執行法人名

（代表者職氏名）

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○日本区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

法務省告示配第百四十七号

島根県出雲市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、出雲市役所又は松江地方法務局出雲支局に照会すること。

島根県簸川郡伊波野村大字上直江千四百八十二番地　令和八年十月六日　法務大臣　山下　貴司

安田　セキ

地方自治事項

香　川　県

選挙

八月三十日知事の選挙を行った結果、次の者が当選した。

池田　豊人（無所属）（男）

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３０１８５号

仙台市青葉区中央２丁目７番30号

申立人　角三ビルヂング株式会社

本籍宮城県仙台市泉区実沢字二ノ関屋敷10番地

最後の住所仙台市泉区実沢字二ノ関屋敷10番地の６

死亡の場所宮城県名取市

死亡年月日令和６年９月16日

出生の場所宮城県宮城郡根白石村

出生年月日昭和27年４月18日

職業法人代表者　被相続人　亡　石川　清貴

仙台市青葉区一番町１丁目16番23号　一番町スクエア３階　金澤法律事務所

相続財産清算人　弁護士　谷　遼治

催告期間満了日　令和９年４月21日

仙台家庭裁判所